

岡山市週休 2 日工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する建設工事において、「週休 2 日工事」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、営繕工事については「岡山市建築工事における週休 2 日工事实施要領」によるものとする。

（定義）

- 第 2 条 「週休 2 日」とは、「通期の週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」及び「完全週休 2 日（土日）」をいう。
- 2 「週休 2 日工事」とは、週休 2 日を実施する工事をいう。
- 3 「対象期間」とは、現場着手日（準備期間は含まない）から現場完成日（後片付け期間は含まない）までとする。なお、次の期間は対象期間から除く。
- ア 年末年始休暇、夏期休暇、祝日
 - イ 工場製作のみを実施している期間
 - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）
- 4 「現場着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。
- 5 「現場完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。
- 6 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- 7 「通期の週休 2 日」とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4 週 8 休（28.5%（8 日／28 日））以上確保されていることをいう。
- 8 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間における全ての月において、現場閉所率が 4 週 8 休（28.5%（8 日／28 日））以上確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- 9 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間全ての週において現場閉所日を土・日曜日に指定し、1 週間に 2 日以上現場完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合があることから 1 週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所とする。

（対象工事）

- 第 3 条 対象工事は、岡山市が発注する港湾工事、漁港工事、営繕工事及び森林土木工事を除く原則全ての建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
 - （2）設計金額が 400 万円以下の工事
 - （3）単価契約工事

(４) その他週休２日として相応しくないと判断した工事

第２条 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休２日工事」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」を添付するものとする。

(実施方法)

第４条 実施に当たっては、別に定める「岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

(工事成績評価)

第５条 発注者は、対象期間において月単位の週休２日を達成した場合は、工事成績評価において監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価し、完全週休２日（土日）の達成をした場合は、工事成績評価において総括監督員の評価である「工程管理」の「その他」の項目でさらに評価するものとする。

(履行証明書)

第６条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成し、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第７条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成３１年５月１日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に入札公告を行う工事から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和２年４月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（平成３１年５月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和２年１０月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和２年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和3年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和2年10月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和4年12月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和3年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和5年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和5年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和6年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和6年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和6年7月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和6年7月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和7年4月1日以降公告する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和7年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和7年8月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和7年8月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日単価以降を採用する工事から適用する。